

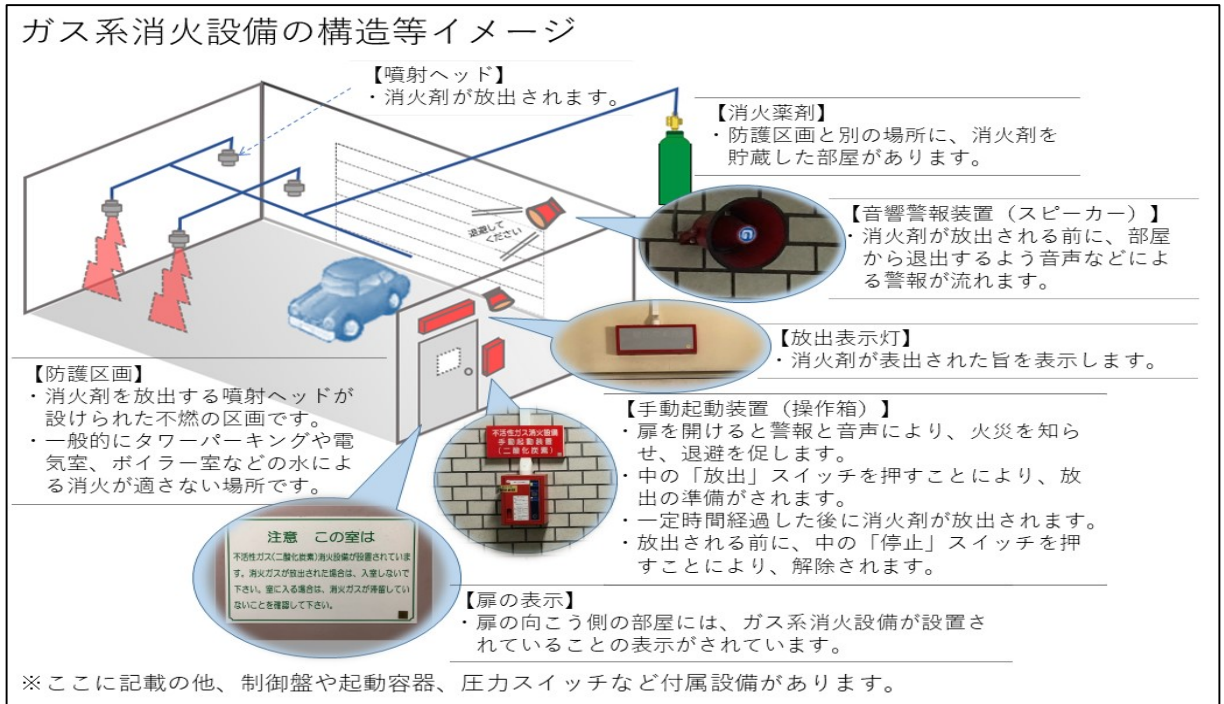
# ガス系消火設備を設置している

## 建物の【工事事業者】の皆様へ（横浜市消防局からのお願い）

令和2年12月22日、名古屋市のホテルの地下駐車場で不活性ガス消火設備の消火剤（二酸化炭素）の誤放出によって11人が死傷する事故がありました。

不活性ガス消火設備に起因する事故は、平成7年にも東京都内の立体駐車場で発生しており、警備員の方2人が亡くなっています。

このような事故を起こさないために、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などのガス系消火設備を設置している建物の保守管理作業に従事する工事事業者におかれましては、次の項目に十分に留意されるようお願いいたします。



○駐車場、電気室、ボイラー室、通信機器室などには、ガス系消火設備が設置されている場合があります。

必ず事前に建物関係者に確認して、消防用設備の設置状況や注意事項の確認するようにしてください。

○設置されている消防用設備等の取扱要領、注意事項について不明な点があれば、建物の消防用設備等の点検を行う事業者には必ず確認してください。

○工事を行う場合は、その旨を建物関係者、利用者に必ず周知してください。

※消防用設備等の点検・整備事業者様の皆様へ

○工事を行う場合は、その旨を建物関係者、利用者に必ず周知してください。

○ガス系消火設備の機能、取扱方法、放出時の対応要領等について、消防用設備等点検などの機会を捉えて建物関係者に周知してください。

ご不明な点やご相談は、  
最寄りの消防署総務・予防課までお問い合わせください。

横浜市の消防署は  
コチラです。

